

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成27年3月24日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第1	請願第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
日程第2	委員会発議1号	「手話言語法」制定を求める意見書(案)
日程第3	議案第4号	かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

- 議案第 5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 36 号 霞台厚生施設組合への加入について
- 議案第 37 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
- 議案第 42 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 43 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 38 号 市道路線の廃止について
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 市道路線の認定について
- 議案第 41 号 市道路線の認定について
- 日程第 5 発議第 1 号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 2 委員会発議 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第 3 議案第 4 号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第 8 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

- 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度かすみがうら市水道事業会計予算
 議案第 3 6 号 霞台厚生施設組合への加入について
 議案第 3 7 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
 議案第 4 3 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結
 について
- 日程第 4 議案第 3 8 号 市道路線の廃止について
 議案第 3 9 号 市道路線の認定について
 議案第 4 0 号 市道路線の認定について
 議案第 4 1 号 市道路線の認定について
- 追加日程第 1 議案第 4 4 号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 5 発議第 1 号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
 いて
- 日程第 6 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたしま
 します。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書につきましては、3月9日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

委員長にお尋ね申し上げます。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願につきましてご質問申し上げます。

手話だけでなく、身体に障害を持たれた方は、市内にまだまだおられることと考えますが、この中で手話だけでなく点字、また身体に障害を持たれた方に対しての法措置をとる議論はなかったのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

委員会の審査の経過並びに結果につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ご承知願います。

○議長（藤井裕一君）

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号の討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書に賛成の立場で討論いたし

ます。

今回、聴覚障害者の方々の所属する団体の方から、切実な願いとして請願書が提出されました。請願の求めていることは、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法の制定を求めるというものであり、この趣旨に基づき、国に意見書を提出いただきたいというものでもあります。

2006年、平成18年12月に採択されました国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。障害者権利条約の指針に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定めております。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけておりますことから、手話が音声言語と対等な言語として、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えております。

しかしながら、聞くところによれば、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があったとのことであります。聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として手話があります。最近では手話も取り入れられてきておりますが、いまだに聾学校においては手話を教える授業がないため、手話ができる児童とできない児童もいて、教師の説明が正確に理解することができない状況が発生したり、全ての教師が手話ができるわけではないなど、課題も多いとのことであります。これは、手話が言語であると明確に規定する国の法律がないため、さまざまな状況において、手話通訳を行うかどうかなど、それぞれの判断になってしまっているからであります。

また、災害時においても、聴覚障害者の方は明確なコミュニケーション手段がないことから、何が起きているのかもわからないという状況も発生しているようであります。

ここで、聾者の方から文書で提出された切実な訴えを紹介させていただきます。

聾者の方は、母語である手話を日常的に学べて、使えて、目にする環境を求めています。聾者は聞こえないことによって、長い間差別や排除をされてきました。聾学校では手話を教えてもらえず、学力を伸ばせませんでした。聾者は手話と日本語の教育により、社会に有能な人材を数多く輩出できるのに、長い間それは聾者個人の努力に負うしかありませんでした。そして、聞こえる人と対等のあらゆる情報を聾者は聾者個人の努力でしか入手できません。テレビなどでも、音声言語と同じように手話で情報が伝達されることを望んでいます。そのほか、災害、就職と職場環境、病院、結婚、政治に関すること、地域のコミュニティー、介護、裁判など、あらゆる場所でそれらに関する情報の入手が困難です。

このことから、聾者は手話が音声言語と同じように制定され、普及されることを心から願っています。

以上、皆さんはどのように受けとめられたでしょうか。

実は、先進的な取り組みとしては、今回請願されている手話言語法と同様の趣旨を規定した手話言語条例というものを、県単位では神奈川県と鳥取県が制定しています。そのほか全国では、

8市町で手話言語条例を制定していると聞いています。

聴覚障害者にとって、手話は重要なコミュニケーションの手段であります。現在、公共の建物などには、肢体不自由な障害者のために、当たり前にもスロープ等がつくられるようになりました。しかし、手話が当たり前に使え世の中ではありません。コミュニケーション手段としての手話が当たり前に使え社会になることが、聴覚障害者にとってのバリアフリーであると考えます。私は、障害者の方々が生活しやすい世の中、イコールみんなが生きやすい世の中であると思えます。この請願は、そういう世の中にもつながる請願であると思っております。

以上、議員諸侯のご賛同を心からお願いいたしまして、私からの賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論が終わりました。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 2 委員会発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第2、委員会発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

続いて、委員会発議第1号の討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第4号ないし議案第37号並びに議案第42号及び議案第43号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について並びに議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）及び議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結についてまでの36件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、平成27年第1回定例会議案審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（加固豊治君）

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年3月6日に付託された議案第4号ないし議案第37号、議案第42号、議案第43号について、3月9日、10日、12日、13日、16日、17日に、市長及び副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第6号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第12号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第23号ないし議案第28号、議案第32号、議案第33号、議案第37号、議案第42号、議案第43号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第13号ないし議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第29号ないし議案第31号、議案第34号ないし議案第36号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている36件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次いで、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

おはようございます。

議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例制定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長の職務に専念する義務の特例や、勤務時間その他の勤務条件を定めるものであります。教育への政治介入に道を開く教育委員会改悪法案、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正であります。これが昨年の6月13日、参院本会議で採択されました。自民、公明などの賛成で可決成立いたしました。日本共産党、民主党は反対をいたしました。

同法律は、首長が教育政策の方針、「大綱」を作成することや、教育委員会から教育長の指揮・監督権限を奪い、首長が直接任命する教育長を教育委員会のトップに据えることが柱であります。首長の判断で、大綱に愛国心教育にふさわしい教科書を採択、学力テストの結果公表など、教育委員会の専権事項についても記載することが可能になります。静岡県知事が、独断で全国学力テストの結果を一部公表し、大阪市でも市長の教育方針が学校を混乱させております。首長の圧力が教育行政にゆがみをもたらしているときに、首長にフリーハンドを与えるのは本末転倒であります。教育委員が保護者や子ども、教職員の要求を踏まえ、教育施策をチェックし改善する真の改革へ力を尽くすことこそ求められております。

以上の立場から反対するとともに、市長に対しては、教育委員会の自主性の尊重を求めます。

以上、討論といたします。

○議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論が終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (藤井裕一君)

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 (藤井裕一君)

次いで、議案第5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

自民、公明、民主、維新、みんな、生活が提出したいじめ防止対策推進法案は、2013年6月21日、参院本会議で賛成多数で可決されました。日本共産党と社民党は反対をいたしました。

6党は、衆参わずか4時間の審議で、関係者、当事者などからの意見聴取もせず押し通しました。日本共産党は、第1に、いじめを厳罰によって抑え込み、子どもの心をさらにゆがめ、子どもと教員の信頼関係を壊すなど、いじめ対策に効果がなく、悪影響を及ぼす。第2に、上からの道徳教育を押しつけている。保護者に規範意識を養うための指導を求めており、自主的な子育て、

家庭教育を否定しかねない。3つに、遺族の知る権利が明確にされていないと反対をいたしました。

いじめ自殺が各地で起き、多くの人々が心を痛めています。深刻化するいじめをとめることは、日本社会の切実な問題であります。日本共産党は、子どもの命を守り、いじめ問題を解決していくために、2012年11月28日、いじめのない学校と社会の提案を発表いたしました。

本条例では、第3条に児童生徒はいじめを行ってはならないとして、いじめ禁止を児童生徒に求めております。また第8条では、保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう求めるものとするがあります。いずれも現在のいじめに対して、その防止対策を一義的に児童生徒と保護者に求めています。それでいいのでしょうか。

いじめ自殺が社会問題になり30年近くたった今なお、子どもを守れないケースが繰り返されています。いじめを訴えても何もしない、いじめをけんかトラブルとして扱う、表面的な握手で仲直り、子どもが自殺したらいじめの事実を隠蔽する。そうした対応で、いじめ被害者とその家族は深く傷つけられています。また、いじめられている側にも問題があるという、いじめが人権侵害や暴力であることを見ない誤りも軽視できません。

一方で、いじめを解決し、辛くも子どもの命を守ったなどの経験が各地で積み重ねられています。その貴重な経験を学びながら、全国の学校で、子どもの命を守るための基本的な原則を教職員や保護者の手で確立していくことが重要であります。いじめの相談があったとき、忙しいから後回しするなどして重大な結果となるケースが、後を絶ちません。学校教育においてどんな大切な仕事であろうと、子どもの命が一番大切だという子どもの安全への深い思いを確立することが必要であります。

この間、学校事故などの裁判を通じて、学校は子どもを預かる以上、子どもの安全に最大限の配慮を払う必要があるという、学校における安全配慮義務が定着しつつあります。人権侵害と暴力であるいじめの放置、隠蔽が、安全配慮義務違反に当たることを明確にし、学校と教育行政の基本原則とすることが必要であります。

いじめが重大な事件、事故となった場合、事実調査が行われます。被害者やその家族は、本来その内容を知る権利があります。しかし多くの場合、事実調査は不十分で、その説明は被害者側から見て全く納得できないものであります。事実調査は、再発防止とともに被害者遺族の知る権利を保障する上でも不可欠であります。とりわけ、自殺などの後のアンケートは、遺族に包み隠さず伝えるとともに、遺族が真相の解明に参加することを保障すべきであります。子どものプライバシーの保護を理由に、被害者遺族の知る権利をほとんど認めない行政の姿勢は改められるべきであります。議案質疑でも、保護者の知る権利の保障のないことが明らかになりました。いじめ問題を解決する上で、国と地方の教育行政は、積極的な役割を果たすことが期待されております。

ところがこの間、隠蔽など大きな問題を抱えてきました。この事態をなくすために、次の3つの点で改善を図ることが求められていると思います。

第1は、いじめ半減など数値目標をやめることとあります。このことが教育行政の上意下達の下

風潮と相まって、いじめ隠しの土壌となっています。また解決率を目標にしたとしても、数字の操作や隠蔽が起きることは明らかであります。

第2は、教職員をばらばらにしている教員政策を見直すことであります。上からの教員評価、中間管理職の新設などで、教員の連帯が損なわれ、いじめ解決に必要な教職員の連携や協力にも悪影響を与えています。一刻も早く改善すべきであります。

第3は、いじめ問題の位置づけを正すことであります。長年、いじめを不登校などと一緒に生徒指導上の問題として取り扱ってきたこと、いじめ統計は県により発生率が極端に違う不自然なものにかかわらず、放置されてきたことなど、いじめ問題は真剣に扱われているとは言えません。事の重要性にふさわしく、その位置づけを正すべきであります。

以上、今回の議案の問題点と若干の提案を述べましたが、いじめ対策には、子どもの命を守り抜き、教育と社会のあり方を見直す改革に着手すべきだと思います。今後も多くの人々と協同し、いじめ問題の解決に力を尽くすことを述べて、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

人事院は、2014年度の国家公務員賃金について、官民格差1,090円、0.27%に基づく月例給平均0.3%、一時金0.15カ月の引き上げを勧告いたしました。月例給、一時金の引き上げは7年ぶりとなるもので、この間の国家公務員の特例賃下げ、地方公務員への賃下げ強制の継続を許さず、わずかとはいえ引き上げを勝ち取ったことは、これまで公務、民間が共同して進めてきた、全ての労働者の賃上げで景気回復を目指す取り組みの重要な到達点であります。とりわけ公務労働者が強く改善を求めてきた初任給の2,000円の引き上げは、職場、地域から協同で取り組んできた大きな成果といえるものであります。

他方で、今年度の勧告による引き上げ率は、アベノミクスによる円高や、昨年4月に強行された消費税増税による物価上昇にも追いつかず、実質的には賃下げになっております。民間賃金引き上げ、昨年7月に出された地域別最低賃金目安額の引き上げに続き、勧告による引き上げが低水準にとめられたことは、安倍政権が進める経済政策が、大企業、資産家への富の集中を進める一方で、厳しい生活実態に直面している大多数の労働者、国民には、何ら利益をもたらさないことを改めに示すものであります。

あわせて人事院は、安倍政権の賃金抑制政策に迎合し、差別と分断を一層進める給与制度の総合的見直しの、ことし4月の実施を勧告しました。将来にわたり、地方に働く多くの公務員に賃下げをもたらす重大な不利益変更であります。見直しは、第1に民間賃金水準が低いとされる12

県の官民格差をもとに、俸給表水準を平均して2%引き下げ、地域手当で地域民間賃金との均衡を図る、第2に、民間に比べて賃金水準が高いとされる50歳代後半層が多く在籍する号俸では、最大4%程度の引き下げを行い、それに沿って賃金カーブを引き下げることが主な内容となっています。

見直しは、公務員賃金を地域の民間賃金実態に合わせるとして、民間における企業規模や業種間の格差、さらには、新自由主義による規制緩和と経済政策のもとでつくり出された、劣悪な賃金実態を是認、放置したまま、大都市と地方、高年齢層と若年層、一般職員と技能労務職員などを分断し、総体として公務員賃金を引き下げる意図を明確に持ったものであり、差別と分断の見直しにほかなりません。政府は閣議決定により、地方自治体に対してもこの見直しの実施を求めています。人事院は今回の見直しを、諸手当改善などを含む配分の見直しであるとしていますが、地方公務員には、賃金水準の大幅な減額にほかなりません。

地方の民間賃金に重大な影響を及ぼす地方公務員の賃金水準の引き下げは、地域経済へ深刻な影響を与えます。それはまた、困難な中で公務公共サービスを担う多くの地方公務員の意欲をそぎ、とりわけ自治体職場のあすを担う青年職員の将来設計を狂わせ、人材の確保、育成を阻害するものとなります。安倍政権が進める公務、民間を含む賃金抑制政策は、春闘で上がり始めた民間賃金を、人事院勧告制度によって抑え込むものであり、地域手当の格差拡大は、解消すべき最低賃金の地域間格差の固定化を狙うものであります。

人事院が労働組合の納得や合意を軽視し、政府・与党の方針に迎合し、給与制度の総合的見直しを強行したことは、人事院がみずから自認する第三者機関としての役割を放棄したものであり、断じて容認することはできません。もはやその機能を失ったに等しい人事院勧告制度を廃止し、憲法が全ての労働者に保障する労働基本権を回復し、労使交渉による賃金、労働条件決定システムを確立するよう、政府に強く要求をいたします。

日本共産党は、全ての労働者の賃上げで景気回復をの立場から、公務員賃金の引き下げが労働者、国民の願いに背を向けるものであると訴えてきました。安倍政権の残業代ゼロ法案、労働者派遣法の改悪を阻止し、全国一律最低賃金制確立、公契約法、条例制定、全ての労働者の賃上げに向け、公務、民間の労働者と力を合わせ、引き続き奮闘することを表明し、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正の最大のポイントは、介護保険料の引き上げであります。65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに見直され、そのたびに引き上げが繰り返して行われてきました。その結果、当市の介護保険料は県内で7番目に高くなっております。

今回も、第6期、平成27年度から平成29年度であります。この第6期における当市の保険料は、基準月額5,400円で年額6万4800円、第5期の基準月額4,900円で年額5万8800円と比較し、10.2%もの引き上げとなります。

被保険者の保険料負担能力に大きな差があることから、所得に応じた適正な保険料負担を設定するために、所得段階設定を、これまでの9段階区分を細分化し、11段階区分としたことは評価いたしますが、高齢者の暮らしは、たび重なる年金の引き下げ、医療費の負担増、消費税の増税や物価の高騰でますます苦しくなっています。今でも介護保険料の負担が重く困っているのに、これ以上引き上げられることになれば、高齢者の生活は一層脅かされ、保険料を滞納すれば、まともにサービスは受けられなくなってしまいます。

私は審議の中で、少なくとも、値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計からの繰り入れを行うことを求めました。担当部局によれば、準備基金は、約9000万円のうち6000万円を取り崩し、次期保険料の負担軽減に用いるということでありました。

しかし、介護保険は、3年間の計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込み量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の余剰金が生ずることが想定されていて、この余剰金を管理するために、市町村は介護給付費準備基金を設けることができるとされています。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は、剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり、準備基金を取り崩すことが基本的な考えとなっているのです。したがって、準備基金は全額取り崩すのが当然であります。

一般会計からの繰り入れについてですが、介護保険料引き下げのための一般会計繰り入れを禁じる法令上の規定はありません。罰則もありません。

私は、一般会計から約6000万円と準備基金を全額取り崩せば、値上げを抑えることができると考えます。

以上の立場で、この介護保険料値上げ反対の立場で反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険は、国全体の高齢化の進展に伴い、寝たきり老人などが社会問題化した中、平成12年4月から、社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が施行されました。介護保険制度の財源は、公費50%、各個人からの保険料50%と、負担割合が全国一律の制度であります。介護保険制度で明るく活力ある高齢化社会を築き、安心して介護を受け、今後も住みなれた地域で生活を営まれる、さらにこの制度の充実をさせることが大事であります。

介護保険制度が社会全体で支え合う仕組みとなっていること、また、介護を必要とする人がさらに増加ということを鑑みますと、保険料の負担増もやむを得ないものと考えております。

今回の改正は、介護保険料率の段階を9段階から11段階、さらに細分化するなど、負担能力に応じた改正であり、介護予防や日常生活支援の体制づくりを考慮し、包括支援センターの充実強化に向け、積極的な施策の展開が予想され、介護保険を必要とする方が安心してサービスを受けられるよう、介護保険制度の充実を努めていただきたいと思うところであります。

このようなことから、議案第19号につきましては、賛成すべきものとしします。

議員諸侯のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

昭和48年9月、当時、文部省が出した「公立小中学校の統合について」という通達では、学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行い、地域住民などとの間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと述べ、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存続し充実するほうが好ましい場合もあることに留意することと、うたっております。

小学校は、地域社会の核ともなっております。私は、地域住民の十分な合意を得ないままでの統廃合は、拙速に行うべきではないとの考えであります。今回の条例改正案は、余りに安直な命名だというふうに思いますが、問題は、保護者や住民も含めて、小学校の統合にどれだけの合意がなされているかであります。

昨年の4月に、霞ヶ浦地区小学校の統合を求める署名運動がありましたが、賛成署名はしなかった、今の宍倉小学校は人数的にも適当な規模で、よい環境だ、統合後が心配との声が上がっています。また、佐賀小学校管内の住民の間でも、賛否は拮抗していると聞いております。

私は、昨年5月に行った独自アンケートでも、小学校の統合については賛否は拮抗していたしました。後世に禍根を残さないためには、もっと住民及び保護者と慎重に議論を重ねた上で判断すべきだと、今でも思っております。

霞ヶ浦地区は小学校を2つに統合することになっておりますが、その一つである南小学校の整備費にこれまで約13億円、そしてもう一つの北中学校の整備費に7億円、合計で20億円も投入する結果になっております。その一方で、教職員は70人から40人と激減、30人減るわけですが、その人件費総額は2億6511万円となっております。このことは、教育費を国や県に返上するものであります。歳入の面では、普通交付税が年間5721万円減少いたします。

私は、学校の統廃合の最大の狙いは、自治体の大リストラであり、教育費の削減にあると指摘しました。私は、一人一人に行き届いた少人数学級こそが教育の再生につながるものだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論

を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由の第1は、建設費総額約132億円と積算されている、当市を含む3市1町による広域ごみ処理施設整備という税金の無駄遣いを推進する一方、介護保険料の引き上げなど、市民の暮らし応援の予算となっていないことであります。

第2に、県のマル福拡大によって得られた財政支援を活用すれば、残り3500万円を追加すれば、中学校卒業までの医療費の完全無料化、自己負担も所得制限もない制度となるわけですが、市長は、外来自己負担を補助することによって、多受診など安易に医療機関を受診することも考えられるなどとして拒否していることであります。

群馬県では2009年から、中学校卒業まで、外来、入院とも医療費の完全無料化を実現しています。所得制限も一部負担金もありません。ある医師は、お金を気にせず医療を受けられるため、早期発見・治療ができ、重症化防止にもつながっていると言います。当市の姿勢とは全く逆ではありませんか。これで子育てしやすいかすみがうら市と言えるでしょうか。

第3に、霞ヶ浦地区の統合小学校に対しては多額な投資をする一方で、教職員が激減し、一人一人に行き届いた教育が維持されるのか、心配されることであります。

さらに、統合によって地方交付税の算定に大きく影響し、減額となることも問題だと考えます。

私は、霞ヶ浦地区の小学校統合には反対の立場であります。少なくとも住民の圧倒的な多数の合意が必要だと考えます。

加えて、子どもの貧困対策として、私はこれまで就学援助制度の活用を求めてきましたが、この予算では、積極的に取り組む姿勢は全く感じられません。また、教育振興費についても、教育費の父母負担軽減に対して改善する姿勢が見られません。改善を求めます。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりとうたっているが、当市の基幹産業である農業振興に対する市独自の支援策がないことであります。

地域資源を再度見直し、スピード感を持って政策を実行と言いますが、私は、地域での仕事おこし、1つには、住宅リフォーム助成制度の拡充、2つには、TPPに反対し、農業への独自支援策、価格保障や所得補償、そして就農支援などを行い、当市が国全体の自給率を高める役割を果たすことだと考えます。

また、水産業の振興のために、当市は先頭に立って霞ヶ浦の放射能汚染対策を国・県に対して強力に要請すべきであります。

そのほか、公共交通システムの問題では、利用者の声を無視した一方的な変更を、予算審議前にリーフレットを配布しており、利用者や市民からは不満の声が上がっております。

また、固定資産税について検討するとしていた行きどまり道路の課税については、見直しはしないとしております。

私は、それらの根底にあるものは、住民を置き去りで一方的に行政を進めるという住民不在の市政にあると考えます。私は今後とも、住民が主人公、市民の暮らし最優先の市政を目指し、頑張る決意を述べて、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

私は、議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

予算編成に当たり、総合計画における実施計画のローリング作業などを通し、神立駅周辺整備を初め、学校統合のための施設整備、さらには土浦協同病院移転整備に対する財政支援など、集中する財政需要に対し、合併特例債や緊急防災・減災事業債など有利な起債、可能な範囲における基金での対応など、さらには、補正予算とも関係ありますが、企業誘致や広域観光への取り組みなど、新規事業も盛り込んでいることを踏まえ、高く評価をするものであります。今後の公債費の償還にも配慮した基金への積み立て、財源確保の方針を理解するところでございます。

ただし、政府の債務も約1030兆円にも達しており、決して楽観できる状況ではないことを踏まえ、今後の政府の地方財政計画の動向には十分に注視していく必要があるかと考えます。執行部の今後の財源調達には、賢明な判断と選択を望むところであります。

また、市税の収納は自治体経営の根幹であるとともに、税負担公平化の観点から、より一層の徴収率の向上と徴収力の強化、さらには適正な事務管理を望みます。

一方、歳出についてですが、東日本大震災から4年が経過し、日常生活において市民を守るための防災・防犯はますます重要になっております。避難所でもある学校を初め、公共施設の耐震化、消防施設の耐震化及び消防団施設整備としての災害活動用備品の整備、さらには、防犯灯のLED化など、関連施設を高く評価いたします。

また、小学校の統合に向けた施設整備が予定されていますが、統合委員会を通してさまざまな協議がなされていることと思われまます。統合後の生徒の学習環境、生活環境により影響を与える

ことができるよう、市長を初め執行部にはさらなる努力をお願いいたします。

夏の猛暑から子どもたちの健康と学習意欲を守る空調機の設置も、児童たちが待ち望んでいることを考えると、早期の工事が円滑に進められることを望みます。

公共交通についてであります。来年度から一部制度の見直しが行われるとの説明を受け、料金が非常に低料金であるにもかかわらず、料金を据え置きながら可能な限り見直しをされたと理解をしております。持続していかなければ意味のないインフラでありますから、運行時間等の見直しはやむを得ないものと考えます。来年度以降、土浦協同病院の移転整備や神立駅周辺整備が進むことを踏まえ、持続可能な公共交通網の形成に努められるようお願いいたします。

人口減少時代が到来するとして、地方創生初め、さまざまな対応策を今後検討されることと思われませんが、子育て環境の充実、魅力ある地域とする上でも極めて重要であります。不妊治療への助成から始まり、予防接種助成、そして教育全般など、子育ての集中する期間において、さらに充実した施策の展開を期待いたしまして、賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、歳出において、霞台厚生施設組合負担金1445万2000円が計上されているからであります。

市民の皆様には、まだご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、この霞台厚生施設組合で進められようとしているのは、石岡市、小美玉市、茨城町、そしてかすみがうら市の共同による新しいごみ焼却場の建設計画です。総額132億円、執行部の説明によれば、当市の負担は約20億円という巨額事業であります。20億円といえ、市民1人当たり約5万円、4人家族では20万円もの負担に相当する事業です。当然のことながら、市民の皆様に対して、ご納得いただけるような十分な根拠とその説明が必要なことは、言うまでもありません。

しかし、なぜ新しいごみ焼却場が必要なのか、その根拠について明確な説明はまだなされておられません。

その理由は明らかであります。それは、現在使用している新治広域環境クリーンセンターが、あと何年使えるのか、どれくらいのメンテナンスでどれほど延命できるのか、一切調査がなされていないからであります。

坪井市長は、今使っている施設を調べもせずに、どうやって新設の必要性を判断されたのでしょうか。また、なぜ十分な調査、説明をせずに新規建設を急ぐのでしょうか。

私は、議案審査特別委員会においても、あと1年、せめて半年でもいいからしっかりと調査、検討をし、市民の皆様への説明責任を果たすようお願いをいたしましたが、前向きなお答えはいただけませんでした。

この霞台厚生施設組合への加入容認は、事実上、新規建設を認めることを意味します。本予算においては、組合負担金1445万2000円ですが、これには市民負担20億円と同等の重さがあ

るということを、賢明な議員の皆様にもぜひともご考慮いただきたいと思います。

今回の予算には賛成すべき多くの項目も含まれておりますので、まことに残念ではありますが、事の重大性に鑑み、反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険税、高過ぎて払えない、こういう被保険者の声は圧倒的であります。私は毎回のよう、低所得者、収入の少ない被保険者に重い負担となる均等割額の引き上げは見直し、もとに戻すべきだと訴えてまいりました。当市は、収納率も低く、滞納せざるを得ない被保険者もふえており、短期保険証の発行は1,137世帯で、加入世帯の16%にもなっています。

今、各地で高過ぎる国保税を引き下げる動きが広がっております。全国で少なくとも13自治体が、来年度に国保税引き下げを予定しております。この背景には、平成27年度、国の保険者支援金制度が拡充され、国保に1007億円の支援金が交付されることがあります。国保税が高過ぎるとい国民の批判に政府も応えざるを得なくなったものであります。

私は一般質問で、この保険者支援金を活用して国保税の引き下げができないかただしたところ、低所得者に対する財政支援として、4500万円が歳入で増額になることがわかりました。私は、この財政支援を、自治体の一般財源からの繰り入れの削減に使うのではなく、保険税の引き下げに

結実させることが必要だと考えます。

京都市では2月4日、国からの支援金も活用して、来年度から、加入世帯の9割が対象となる、1人当たりの年間平均2,532円の国保料引き下げを発表いたしました。

当市でも、財政支援全額を活用すれば、単純に計算して1人当たり年額平均3,576円の国保税を引き下げることができます。当市の国保会計は、平成23年度から、一般会計からの大幅な繰り入れもあり、改善されております。一定の財政措置を継続するとともに基金を活用すれば、国保税の引き下げは可能だと考えます。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であります。当市でも国保負担の増額を求める要請を行うことを提案し、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、小泉政権の社会保障破壊、構造改革の路線の柱として2006年に導入が決められ、08年に実施が強行されました。75歳以上の人をそれまでの加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけた別立ての医療制度に囲い込んだのであります。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例のものであります。

制度発足から7年、弊害はいよいよ浮き彫りになっております。2年ごとの保険料改定のたび

に、保険料は引き上げを繰り返しております。保険料を払えず滞納した75歳以上の人は約25万人に上り、正規の保険証でない、有効期間が短い短期保険証を交付された人は2万3000人に達する事態をもたらしております。年金が少なく、天引き対象にならない低所得者の高齢者、普通徴収者がほとんどであります。

当市の被保険者数は年々増加し、ことし1月1日現在は、加入者は5,132人となっておりますが、年金天引きができない普通徴収者数は756人、約15%です。滞納繰越分は年々増加傾向にあり、短期保険証を交付された人は29人となっております。

一方、厚生労働省は、所得の低い、保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上です。保険料負担が3倍にもなる世帯が生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに、医療、介護などの負担は膨らむ。長生きをますますつらくする改悪は許されません。

後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制、圧縮であります。当時の厚労省幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを、後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど、保険料負担にはね返る仕組みになっています。負担増加、医療費が必要でも我慢するかという二者選択を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。私は、問題だらけの後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

当市の来年度介護保険特別会計予算で、歳入は、保険料が6億9761万円で、前年比6987万円の増、率にして11.1%のアップとなっています。これは、被保険者数の増加に加え、保険料の10.2%アップが大きな要因であります。しかし、歳出では、保険給付費が30億5158万円で、前年比7238万円の増、率にして2.4%のアップであります。この予算を見る限りでは、保険料の引き上げだけで介護費用を賄うことになっており、整合性がとれません。市当局の説明では、介護給付費全体で2.7%の増だと言いますが、十分な説明とは言えません。介護費用の伸びと比較し、保険料の負担が大幅になっていることには変わりありません。

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画案では、本市の第1号被保険者の認定率は、平成26年13.7%となっており、茨城県の認定率14.8%、国の認定率17.9%より低い状態にあると述べ、本市の認定率は、第4期までは茨城県とおおむね同様でしたが、平成24年から下回っているとありました。本市の認定率が低いにもかかわらず、保険料が県内で7番目に高いことについて、十分な説明がなされておりません。

問題は、本市の介護認定のあり方についてであります。上稲吉にお住まいの方からこんな訴えがありました。私の妻は、これまで16年間、介護度5であったものが、突然、理由もなく介護度を4に引き下げられた。年を重ねて状態が悪くなっているにもかかわらず、どこが改善されたのか納得できないという訴えでありました。時を同じくして、宍倉にお住まいの方からも、妻の介護度が5から4にされたと聞きました。そのほかにも、介護度が引き下げられたという情報が2件ありましたが、第5期計画の状況を見ると、平成26年度見込みでは、要介護5が21人減り、要介護4が16人増とありました。

このような介護認定は、介護給付費の削減を意図したものと疑わざるを得ません。徹底的な見直しを求め、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険事業に当たりましては、高齢化のますますの進展や介護ニーズの多様化などから、介護給付費の増加が大きく見込まれる中、国では平成26年度において、団塊の世代の方々が75歳以上になる平成37年を見据え、介護保険制度の改革が示されたところであります。

市町村の財政状況は、引き続き大変厳しい中にあり、本市に限らず多くの自治体が、厳しい介護保険事業の運営を強いられておるのが現状であります。

平成27年度のかすみがうら市介護保険特別会計予算については、地域包括センター組織の見直し、強化を図るための予算など、今般の介護保険制度の改正を踏まえたものであり、さらなる給付費の伸びが見込まれる中であって、前年度との比較で3%の増に抑えるなど、大変苦勞が見える予算構成がなされており、評価すべきものであると考えております。

今後も、より適正かつ効果的な介護保険サービスの提供と、より積極的な介護予防事業を推進され、介護保険事業の公平公正な運営に取り組むことを強く要望し、本案について賛成するものであります

議員皆様方のご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算に反対の討論を行います。

給水収益が伸びていない中、水道事業費用の縮減を図り、損益で5581万円の黒字予算を提案したことは評価したいと思います。一般会計からの補助金が年々削減されておりますが、私は、この補助金は、水道会計の健全な運営に欠かせないと考えます。これまで決算での黒字分は減債分に回されてきましたが、今こそ水道料金の引き下げに踏み切るべきだと考えます。補助金の削減分900万円を合わせれば、十分可能ではないでしょうか。

また、当市の水道会計の健全な運営を考えれば、地下水を最大限有効活用して、県からの受水量を最小限にとどめるべきであります。

しかし、水道事務所長は私の一般質問に答えて、霞ヶ浦周辺市町村は県の地下水取水の規制条例の規制区域にあり、取水量が限られており、不足分は県からの受水に頼らざるを得ない状況にあると述べ、水道事業を継続させていくためには水利権の確保が必要であり、県中央用水供給事業が、霞ヶ浦導水事業により、那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場だと答えております。

しかし、県内の地盤沈下は沈静化しております。地下水は、安定して供給でき、しかも災害にも強く、その上、安価であります。そのため病院や民間企業でも、地下水を活用する傾向が強まっております。

霞ヶ浦導水事業を推進すれば、事業完成の暁には県から受水量を押しつけられることとなります。その結果、地下水を放棄することになるではありませんか。全国でも極めて高い県水を実施協定どおりに受け入れることになれば、水道原価が引き上がることは必至であります。

私は、導水事業推進の立場は、せっきくの水道事業会計の改善も水泡に帰すことになると考え、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についての討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、石岡市、小美玉市において組織する霞台厚生施設組合にかすみがうら市、茨城町が新たに加入し、3市1町による、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整、並びに当該計画に基づく一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務を共同処理するものでありますが、問題は、3市1町による広域ごみ処理施設整備先にありきであり、市民に十分な情報の提供もせず一方的に進めるといふ、住民不在の加入だということでもあります。

私の一般質問に対して、市長は、1、市民代表が参画する会議での計画策定、第2に、市民全員が参加できるよう、基本計画案に対するパブリックコメントの実施、3つ目、市民の代表である議会との意見交換でありまして、広域化を進める方針を踏まえ、協議会で検討されている内容、経過については、議会に報告しながら進めていると述べました。

しかし、基本計画案に対するパブリックコメントは、2月27日から3月12日までであり、その周知の方法も全くのおざなりで、アリバイ工作としか言いようがありません。また、広域化の必要性、メリット、デメリットも書かれておりません。

矢口議員の一般質問に、市長は、熟慮に熟慮を重ねた結果と答弁しましたが、初登頂7月23日の職員訓示では、ごみ処理施設を最優先課題と挙げたと言います。熟慮の結果ではなく、広域先にありきだったことは明らかではないでしょうか。

しかし、市長選での坪井氏の選挙公約には、ごみ処理広域化については全く書かれておりません。あるのは、市長選で配布された、かすみがうら市を考える会の「宮嶋市長、ごみ有料化も必

要と発言」なるチラシだけであります。このチラシも一方的で、数値にも問題があり、積算根拠が曖昧であったことを私は一般質問で指摘しました。

私は一般質問で、行政の二重構造、ダブルスタンダードではないかとただしましたが、市長は、新治地方広域事務組合と重複する部分はないと答弁しましたが、ごみ処理行政について、ごみ処理場建設計画及び実施に向けた費用負担や人件費、職員派遣が発生いたします。予算でも、新治地方広域事務組合の衛生費負担金2億3711万円と同様に、霞台厚生施設組合負担金1445万円が提示をされております。これでは、2つの広域連合組織ができることになります。何よりも、新治地方広域事務組合の方向性が決まっていなくてであります。協議すら全くしておりません。

この指摘を受けて、慌てて石岡市長と土浦市長と個別に協議したとしていますが、協議とは言えません。少なくとも新治地方広域事務組合できちっと結論を出した後でなければならないと私は考えます。

私は、その協議の方向性の中で、かすみがうら市単独による管理運営問題が出てくると思います。その後の十分な審議も必要ではないでしょうか。このまま広域化ありきでいけば、今の環境クリーンセンターは25年でお払い箱になってしまうことになるではありませんか。環境クリーンセンターは、まさにごみになってしまうわけでありまして。住民は到底納得するはずはないと考えます。

ごみ処理施設の耐用年数というのは定かではありません。焼却炉施設を構成する設備や機器類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、環境省が行っている一般廃棄物処理実態調査での結果、ごみ処理施設における供用年数が、おおむね20年から25年程度で更新している施設が多いということだけであります。

土浦市の焼却炉の供用開始年度は1992年、平成4年、2015年から2020年、平成27年から32年の間に58億円かけて改修工事を行う、それで平成48年度まで延命するという計画が今行われております。一般に、大規模改修を行えば10年から15年延命化できるとしてはいますが、土浦市の場合は、4月からごみの分別回収をきめ細かくするようでありまして、単純に計算すると44年の寿命になることになるわけでありまして。約20年延命できるということでありまして。

新たなごみ処理施設に多額の税金を投入するのか、今ある施設を長もちさせて税金の無駄遣いをなくすのか、問われていると思います。長もちさせるには、焼却炉を傷めないように、細かく分別することを市民に協力を求めること、市民との協働を図ることであり、捨てればごみ、分別すれば資源化できます。その浮いた分、税金を福祉や暮らしに回せるのではないのでしょうか。

加えて、今回のごみ処理施設建設計画は過大であることも指摘したいと思います。平成22年度、3市1町のごみ焼却量から施設建設を計画していることでもあります。ごみの減量化と人口減少をあわせて考えれば、明らかに建設規模は過大であります。その分、建設費もふえることになるのではないのでしょうか。さらに、稼働日数も280日で、過大であります。1カ月休めれば十分ではないのでしょうか。330日で換算できると考えます。

新治地方広域事務組合クリーンセンターの入札は平成4年6月4日に行われましたが、予定価格は68億円、落札額が67億4650万円となっています。落札率99.2%で、極めて談合の疑いが強いものであります。施設規模は1日当たり120トンですから、建設費は1トン当たり約5660万円であります。私は、メーカー言いなりの価格ではなかったかと考えます。

いずれにしても、あらゆる角度で議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべき課題だと考えます。

つくば市では、市民が総合運動公園計画は住民投票で決めようと直接請求運動に取り組み、法定数の約3倍となる有権者1万7000人の署名を提出いたしました。また日野市では、広域化計画の撤回を求めて監査請求を行っています。

市民を無視した拙速な判断はやめるべきであります。慎重審議を重ね、その内容を公開して、市民のコンセンサスを得てからでも遅くないと私は考えます。

今、自治体、住民に一番求められているのは、知恵を働かせたごみ問題の解決策追求、ごみの減量化、資源化などということでもあります。身の丈に合ったごみ処理施設などについて、住民、自治体が主体となって推進することではないでしょうか。

国・県言いなりでは市民の暮らしは守れないことを強調して、反対討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について、賛成の立場で討論を行います。

皆様ご承知のとおり、新治広域事務組合環境クリーンセンターは、昭和49年、五反田地区、上志筑地区、上佐谷地区の皆様方の深いご理解とご協力により操業を開始したところであります。その後、各家庭から排出されるごみやその他のごみ収集も進み、圏域住民の皆様方の期待に応えることができ、協力をいただきました。3地区の皆様方や関係者のご努力に心からの感謝を申し上げるところでございます。

ごみ処理につきましては、操業当時は旧新治郡の4町村で運営をしてきたところではあります。市町村合併によりその枠組みが変わりながらも、土浦市、石岡市の理解などもあり、市民には大きな負担をかけずにこれまで操業をしてきたところであります。

平成9年に、ダイオキシンの発生防止のため、国が各県に広域化計画を主導するようガイドラインを策定し、県がこれを作成したわけであります。県内を10ブロックの広域化とした案でありました。その後、平成の市町村合併を踏まえ、平成23年に県が策定した第3次ごみ焼却処理広域化計画においては、本市は、土浦市、石岡市、小美玉市、茨城町を含む4市1町で構成する広域案が示されたわけであります。

その中で土浦市は、旧新治村を含む人口13万人という中で、単独で焼却炉の長寿命化を選択し、石岡市においても、霞台厚生施設組合での一本化を選択したところであります。

本市においても宮嶋前市長が平成25年に、独自の処理方法を選択するとし、広域には参加しないと、離脱の判断を下した経過があります。本来であれば、この時点で正副管理者会議を開催し、新治広域事務組合環境クリーンセンターを構成する3市での協議を持ちながら、市民への方向性を出すべきところであったと私は思うところであります。

ましてや、本市が独自の処理方法を選択したことは、日本中、どこの自治体であっても、広域でごみ処理施設を運営するほうが、維持費も建設費も、加えて人件費までも大きく節減でき、当然のことながら、市民の負担や市財政面での負担も軽減できるほかに、環境面においてもダイオ

キシシン発生防止につながるという認識は、一般的な常識であります。

私といたしましては、この3市1町の広域圏で進めることが、市民にとっても大きな利益を生み、そして、構成市の負担割合状況、条件があるとすれば、それも新しい組合の中で調整していくことによって、大きな全体の利益につながるものではないでしょうか。つまり、3市1町の圏域住民約20万人の利益を考える中で、構成市としての職務を全うしていただきたいと思うところであります。

したがいまして、この議案につきましては、議案審査特別委員会でも本議会においても、坪井市長は、ごみ処理については、生活に欠かすことのできない重要案件であり、トータルコストを考え、霞台厚生施設組合への加入を判断したと表明いたしております。

かすみがうら市民の皆様方に責任あるごみ処理を果たせることを心から期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についてに対し、賛成の立場で討論を行います。

現在、かすみがうら市のごみ処理は、土浦市、石岡市との協定のもとに、新治地方広域事務組合の組織で上佐谷地区に建設したごみ処理施設で、焼却等を行っております。現在の施設については、平成31年度末で3市による協定期間が満了となることを見据え、土浦市は単独整備に移行する方向であること、石岡市においては広域化へかじを切ったことから、将来のごみ処理のあるべき姿を目指して、今回、霞台厚生施設組合加入の議案が提出されたわけであります。

今回提案されている霞台厚生施設組合への加入とは、石岡市、小美玉市、茨城町、そしてかすみがうら市の3市1町の組み合わせにより、広域でのごみ処理の推進を図るものであります。この広域化の方針は、平成9年5月28日に環境省から各都道府県に出された通達が基本となっております。その内容は、ごみ処理に伴うダイオキシンの排出削減を図るため、各都道府県においてごみ処理の広域化について検討することの内容であります。

茨城県は、平成10年4月にごみ広域化計画を公表し、平成23年4月に第3次茨城県廃棄物処理計画を策定し、県内10ブロックに分けて共同処理を推進することをしたわけであります。

こうした県の動きに呼応する形で、かすみがうら市は、平成24年に設立された循環型社会形成推進検討会に参画し、関係自治体との検討を始めました。今回の提案は、突然の計画ではなく、国の方針並びに県の処理計画に基づくものであるということが理解できるわけであります。

また、議案特別審査委員会の審査において、かすみがうら市は現在のごみ処理施設を改修して使用してはどうかとの意見もあり、執行部からの各データが提出され、論議を重ねました。

それらのデータを私なりに整理してみました。

まず、建設費については、当市が現状の施設を継続して運営する場合には、建設後25年が経過する平成31年度を目途に、長寿命化を図るか、建てかえを図るか、検討する必要があります。15年間の長寿命化を図る場合には、土浦市で計画中の長寿命化コストを参考にすると、当市における長寿命化コストはおおよそ28億円と試算されます。建てかえる場合には、約40億円の費用が必

要となります。当市の人口や面積から見ると、国の交付金の対象外となることから、全額、当市が負担をしなければならないことがわかります。一方、県の計画を踏まえた3市1町の共同処理による新設の場合は、国の交付金の対象となることから、当市の負担額は20億円相当となり、明らかに建設費で大きなコストメリットがあります。

また、運営費で見ますと、当市の現状のごみ処理施設の運営費負担金分は年間約2億5000万円ですが、平成30年度以降、土浦市と石岡市が離脱した場合は、2市が負担していた費用を当市が負担しなければならず、運営費は約3億3000万円になることが見込まれます。それに対して3市1町の共同処理の場合は、新設は、余熱利用による蒸気発電設備が設置され、ランニングコスト削減が計画されていることから、当市の年間運営負担金額は1億3000万円程度とされていることから、現状施設を継続利用した場合の負担額に比べ、大幅に軽減されることがわかりました。

以上、建設費及び運営費とも、コストメリットが見込めることが明らかになります。3市1町の共同処理を推進することにより、市民への負担が軽減されるものと見てとれます。

また、審査特別委員会の審査において、もっと時間をかけて検討してはとの意見もありました。状況としては、今期定例会に、構成する3市1町それぞれが同じ規約の変更案を議案として提案しており、既に、本市を除いた各関係自治体全てが、かすみがうら市の自治体名が入った変更規約案を可決している状況であります。本市の3月24日の議決は、この枠組みの中で最終であることから、この可決をもって県へ枠組みの変更の申請を提出することとなっている状況であります。

さらには、構成市町村の茨城美野里環境組合の施設は老朽化が進んでおり、更新までの時間的余裕がない状況であることから、かすみがうら市がこの時期にこの組合へ参加する方針を明確にしなかった場合には、事業の進捗に多大な影響を及ぼすこととなり、また、決定までなお期間を要するようなことになれば、この枠組みから除外及び共同処理の計画から離脱を促されるようなことも想定しなければならないわけであります。

そのようになった場合、今後、当市の共同処理の選択肢はなくなってしまうと思います。決して当市の焼却施設の延命のみの考察では対処できない事態になるということを、申し添えておきます。

地球環境への配慮並びに市民の新たな負担を最小限にしなければならないとの考えに立つならば、何としてもこの計画に基づき、共同処理すべきものであると考えるわけであります。

最後に、今後の計画について、リサイクル率の向上や設計による建設コストの削減が図られることを期待し、議員諸侯のご賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時40分から再開いたします。

休 憩 午後 0時21分

再 開 午後 1時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 38号ないし議案第 41号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第38号 市道路線の廃止についてないし議案第41号 市道路線の認定についてまでの4件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、産業建設委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成27年3月6日に付託されました議案第38号ないし議案第41号の審査のため、3月9日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第38号ないし議案第41号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第38号 市道路線の廃止についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第39号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第40号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第41号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時46分

再 開 午後 1時47分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りをいたします。議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第44号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、かすみがうら市監査委員として瀧ヶ崎洋之氏を選任いたしたく、議会の同意をお願い

するものでございます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

本案はこれまで監査委員としてご活躍をいただきました久保田喜久男氏が平成27年3月31日に退任されることに伴い、後任に瀧ヶ崎洋之氏を適任と考え、選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

監査委員候補の瀧ヶ崎洋之さんは、土浦市の副市長という重責を果たした方で、私も若干知っておりますが、適任かなというふうに思いますが、聞くところによりますと、瀧ヶ崎さんの息子さんか当市の職員だというふうに聞いておりますが、事実はどうなんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

当市の市の職員、監査委員という役割でありますよね。そうすると、当市の職員の監査をするということにもなると思うんですね。そういう点で監査委員のあり方が、やっぱりちょっと問われているのかなというふうに思うんですよ。ちょっと聞くところによると、こういう自分の息さんが市の職員で、監査委員をやっているというのは、余り例がないということを知ったんですよ。そういう指摘があったものですから質問しているんですが、これは、当市はこういうことが当然だというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。これ、市長に提案者としてお聞きしたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

監査委員でありますが、例えば幹部職員とか経営に携わるような、そういった職員との重複であれば問題があると思いますけれども、私は、一職員でありますので、特別問題はないというふうに考えて提案をさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

常態化しているのかどうかと聞いたんですね。幹部職員かどうかという問題じゃなくて、市の職員。聞くところによると、ほかにもこういう市の職員であって監査委員だというのは余りほかには例がないんで、常態化しているのではないかと、こういう指摘が私のところにあったものですから、それで聞いているんですよ。これ常態化しているんですか、当市の監査委員は。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 1時54分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

常態化はしていないと思います。今回、たまたまだと思います。

それから、瀧ヶ崎氏につきましては行政経験も大変豊富な方でありまして、私は最適任というように提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私は、瀧ヶ崎さんそのものについては適格かなというふうに思っていますが、ただ、監査委員になる方が、市の職員が息子さんであるというのが常態化しているというふうに聞いているものですから、そのことをお尋ねしているんですよ。これまでもそういう事実があったかどうか、それだけでいいです。ほかにもそういう事実があったのかどうかお尋ねをして終わりたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

現在も、もう一方、同じような関係の方がいらっしゃいます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

一応、そういう事実があるということで、ちょっと問題かなというふうに思いますので、そういう点は改善が求められているかなというふうに思いますので、以上で終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、先例及び会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りをいたします。議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、諮問第1号 人権擁護委員の候補の推薦についてないし諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件が提出されました。

お諮りをいたします。諮問第1号ないし第3号までの3件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

議案の配付をお願いいたします。

追加日程第2 諮問第1号ないし第3号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の候補の推薦についてないし諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は人権擁護委員の候補者として、坂本憲志氏、吉田忠弘氏、屋城里子氏をそれぞれ推薦いたしたく、議会の意見を願うものです。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

諮問第1号ないし諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

これら3案は、現在、法務大臣から委嘱を受けております人権擁護委員8名のうち、坂本憲志委員、吉田忠弘委員、屋城里子委員が平成27年6月30日をもって任期満了となることから、その後任の候補者を推薦するに当たって、3名の委員をそれぞれ適任と考え、諮問第1号では坂本憲志委員、諮問第2号では吉田忠弘委員、諮問第3号では屋城里子委員を、引き続き平成27年7月1日から平成30年6月30日までの任期における委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号までの3件については、先例及び会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号は人事案件でありますので、先例により討論を省略し採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本件は、諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本件は、諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本件は、諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 発議第 1号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、発議第1号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

発議第1号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正の内容は、議案第11号により本市の行政組織の見直しが行われることから、第2条の課等の名称を改正することと地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、第21条の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正し、平成27年4月1日から施行

するものであります。

なお、第21条の規定は、附則において経過措置を定めており、教育長がなお従前の例により退職する場合においては、改正後の規定は適用しないこととしております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井裕一君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第 2 号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（加固豊治君）

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書については、3月6日に付託され、3月17日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査の結果、請願第2号につきましては、趣旨採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている請願の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、請願第2号の討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書に対して、趣旨採択ということでありませぬ。私は、今回の趣旨採択の提案に対して賛成をいたします。その理由は、議会が一步でも市民の請願の意思、意図を認めたことを評価するからであります。

私は、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行いました。その中で明らかにしましたが、介護給付費準備基金の全額取り崩しと一般会計からの繰り入れを行えば引き上げは中止できると考えております。

第6期平成27年から29年度の介護保険料は、政府の資料でも全国平均で月額5,550円程度とされ、第5期の保険料の平均額4,972円を上回ります。さらに、介護サービス切り捨てと利用者負担増をしても、第1号被保険者の介護保険料は今後も上がり続け、2025年には全国平均で月額8,200円になるというのが政府の見通しであります。

保険料の高騰を抑えながら介護の提供基盤を拡大し、本当に持続可能な制度とするには国庫負担の割合を大幅に引き上げるしかないと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、趣旨採択とすべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第2号は趣旨採択と決定されました。

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所

管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

最後になりますが、ここで3月31日をもちまして副市長の職を退任されることとなります石川副市長さんからご挨拶をいただきたいと存じます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

お許しをいただきまして、私ごとではございますが、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、私は3月末をもちまして副市長の職を辞し、4月から茨城県庁のほうに復帰することになりました。平成23年10月に就任以来、3年6カ月の間、市民の皆様、市議会議員の皆様、そして市長を初め職員の皆様の支えをいただきながら、石岡斎場の問題を初めとして課題にいろいろ取り組ませていただきまして、大変光栄な仕事をさせていただいたと思っております。

しかしながら、地方行政におきましては、社会経済の変化や少子高齢化に伴って、人口減少問題を主たる要因といたしました、今後もさまざまな課題が満載だと考えております。

今後は、地域とは誰もが支え合いながら楽しく生活ができる場という市民協働の考えに立ちながら、すばらしいかすみがうら市の発展に向けて、市長を先頭に、職員や市議会、そして市民の皆様の協力をいただきながら、一丸となって取り組んでいっていただきたいと考えております。

私は県職員のほうに戻りますが、違う立場から県政の発展に尽くすこととなります。かすみがうら市を初めとした市町村の発展が、ひいては県の発展につながるという信念のもとで、県の業務に取り組んでまいりたいと考えております。

短い間ではございましたが、充実した仕事をさせていただきましたことに心から感謝を申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手する者あり）

○議長（藤井裕一君）

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、平成27年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。慎重なるご審議をいただき、大変ありがとうございました。

閉 会 午後 2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 来 栖 丈 治

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉